

朝霞市民手冊

中国語版
中国語版

春 春天



夏天 夏



秋 秋天



冬天 冬



朝霞市欢迎您!

朝霞市于1967年3月15日实施了市制。

本市距东京都中心约20公里，地理位置得天独厚，并且已稳步发展成为充分保留着武藏野面貌的、被绿色覆盖的住宅城市。人口也由市制实施当时的5万6千余人增加到现在的13万人，户数也超过了5万9千户。而且，外国居民由市政施行当时的240人增加了十倍，已达2400人。

本小册子收集了外国居民在朝霞市生活所必不可少的各方面信息，若能对您的生活有帮助，将不胜荣幸。

2014年4月

朝霞市市长 富冈胜则

朝霞市へようこそ

朝霞市は昭和42年3月15日に市制を施行しました。

都心から20キロメートル圏に位置するという地理的条件にも恵まれ、武蔵野の面影が残る緑の多い住宅都市として着実に発展を遂げ、市制施行当時は5万6千余りだった人口も、現在は約13万人と増加の一途にあり、さらに世帯数は5万9千世帯を超えるに至っています。また、外国籍の市民の方も、市制施行当時は240人ほどでしたが、現在は約2,400人と、10倍に増加しています。

この冊子は、外国人住民の方が、朝霞市で生活するうえで基本となる情報をまとめたものです。お手元に備え置きご活用いただければ幸いです。

平成26年4月

朝霞市長 富岡勝則

朝霞市政府

地址…本町1-1-1

☎048-463-1111(总机)

办公时间…上午8点30分～下午5点15分

休息日…星期六、星期日、节假日、年底年初

外国居民的住所变更、印鉴登记以及申请居民基本底册卡等，也可以到内间木分所(P.36⑦)、朝霞台办事处(P.36⑧)、朝霞駅前办事处(P.36⑨)办理手续。

※有关具体手续的办理方法，请直接来访或者电话咨询。

原则上只提供日语服务，请谅解。

朝霞市的正式网页

・http://www.city.asaka.lg.jp(PC版)

・http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/(手机版)

朝霞市役所

住所…本町1-1-1

☎048-463-1111(代表)

受付時間…午前8時30分～午後5時15分

休日…土・日曜日、祝日、年末年始

外国人住民の方でも住所変更、印鑑登録、住民基本台帳カード作成等が、内間木支所(P.36⑦)、朝霞台出張所(P.36⑧)、朝霞駅前出張所(P.36⑨)でも手続きできます。

※詳しい手続き方法については、ご来庁のほか電話でも承ります。対応は基本的に日本語のみです。ご了承ください。

朝霞市公式ホームページ

・http://www.city.asaka.lg.jp(PC版)

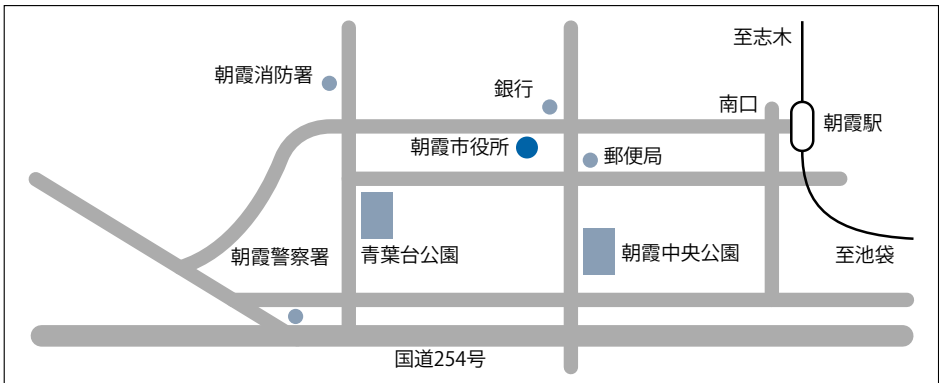
・http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/(携帯電話版)

目 录

朝霞市欢迎您！（市长致辞）	
朝霞市政府	1
当您感到为难时	2
紧急电话	2
生病时	3
发生地震时	5
避难场所	6
外语咨询窗口	8
外国居民	10
居民票	11
居民基本底册卡	12
居留卡	13
特别永住者证明书	14
外国人登记原始凭证	14
户籍和印章	15
关于户籍登记的申请	15
印章的登录	17
保险·养老金·税金	18
国民健康保险	18
特定健康诊察以及综合性健康检查	19
护理保险	21
国民养老金	22
税金(住民税)	23
分娩、育儿、保育、教育	24
分娩、育儿	24
保育	27
教育	29
生活	30
垃圾	30
自来水、下水道	32
电、电话	32
其他	33
市内循环公交车	33
市民农园	33
市内主要设施	34

もくじ

朝霞市へようこそ(市長あいさつ)	
朝霞市役所	1
困ったときは	2
緊急電話	2
病気になったら	3
地震が起きたら	5
避難場所	6
外国語相談窓口	8
外国人住民	10
住民票	11
住民基本台帳カード	12
在留カード	13
特別永住者証明書	14
外国人登録原票	14
戸籍と印鑑	15
戸籍に関する届け出	15
印鑑の登録	17
保険・年金・税金	18
国民健康保険	18
特定健康診査・人間ドック	19
介護保険	21
国民年金	22
税金(住民税)	23
出産・育児・保育・教育	24
出産・育児	24
保育	27
教育	29
生活	30
ごみ	30
上・下水道	32
電気・電話	32
その他	33
市内循環バス	33
市民農園	33
市内主要施設	34



感到为难时

■ 紧急电话

24小时免费电话

火灾、急救为"119"

呼叫消防车或救护车时，请拨打"119"号码。电话拨通后，先告知是火灾还是急救，然后再告知住址、姓名、电话号码以及现场周围的醒目标识。

当听到消防车(或救护车)的鸣响渐近，请到外面指路。

警察为"110"

如果遭遇或者目击犯罪事件或交通事故时，请拨打"110"号码。电话拨通后，请告知发生了什么事件，有否受伤者。然后回答警察的问题，告知住址、姓名以及现场周围的醒目标识。

困ったときは

■ 緊急電話

いずれも、無料で24時間受け付けています。

火事・救急は119番

消防車や救急車を呼ぶときは「119番」に電話をかけてください。電話が通じたら火事であるか救急であるかを話し、住所、氏名、電話番号、現場までの目標物を伝えます。

また、現場付近にサイレン音が聞こえたら、外へ出て誘導をお願いします。

警察は110番

犯罪や交通事故にあったり、目撃した場合、「110番」に電話をかけてください。警察に電話が通じたら、どんな事件が起きたか、けが人がいるかどうかを話します。警察官の質問に答え、住所や氏名、現場までの目標物を伝えます。



■ 生病时

市内の医院

盐味医院 沟沼2-4-1

☎048-467-0016

朝霞病院 大字沟沼1333-2

(精神科・神経科)

☎048-465-1181

朝霞台中央综合医院 西弁財1-8-10

☎048-466-2055

朝霞厚生医院 大字浜崎703

☎048-473-5055

※ 除上述医院之外还有其他的诊疗所和牙科诊疗所。

■ 病气になったら

市内の病院

塩味病院 溝沼2-4-1

☎048-467-0016

朝霞病院 大字溝沼1333-2

(精神科・神経科)

☎048-465-1181

朝霞台中央総合病院 西弁財1-8-10

☎048-466-2055

朝霞厚生病院 大字浜崎703

☎048-473-5005

※ このほかにも、診療所や歯科診療所があります。

急救医疗的咨询

埼玉县急救医疗信息中心

☎048-824-4199 (仅提供日语服务)

埼玉县西南部消防本部

☎048-460-0123 (仅提供日语服务)

新座市休日牙科应急诊疗所

☎048-481-2211 (仅提供日语服务)

(星期日、休息日的上午9点~11点30分)

急救医療の問い合わせ

埼玉県救急医療情報センター

☎048-824-4199 (日本語のみの対応)

埼玉県南西部消防本部

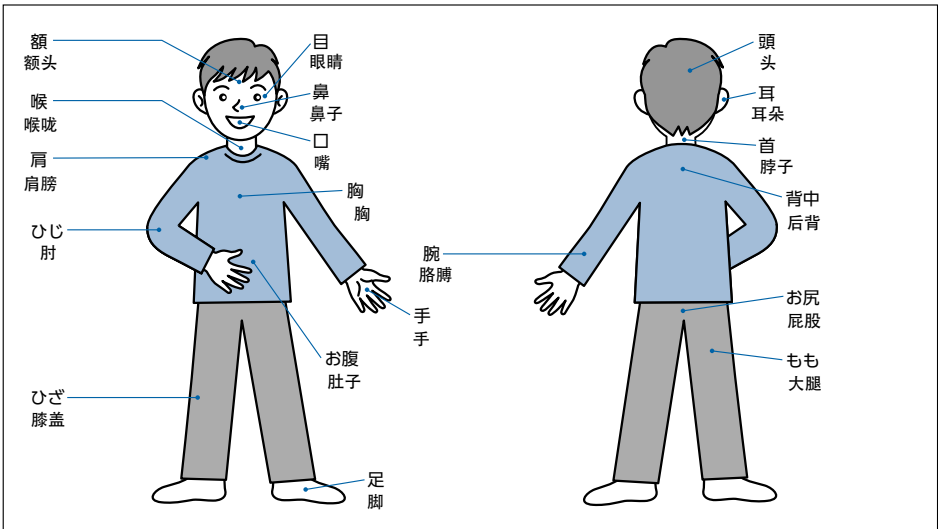
☎048-460-0123 (日本語のみの対応)

新座市休日歯科応急診療所

☎048-481-2211 (日本語のみの対応)

(日曜日、休日の午前9時~11時30分)

身体各部位的名称



体の部位の名前

叙述症状的方法

肚子(头/耳朵/眼睛/牙)疼
 咳嗽
 发烧
 手(脚/脸)受伤了
 恶心
 头晕
 气喘
 便秘(拉肚子)
 心跳

各种癌症的检查

朝霞市与医疗机构协定进行各种癌症的检查。

实施机构每年度从五月一日到二月末进行。

接受检查的方法有个别癌症检查(直接到协定医疗机构报名预约)和集体癌症检查(在保健中心实施)两种。

关于实施内容,请咨询,或者参照《情报朝霞》或网页。

症状の訴え方

お腹(頭/耳/目/歯)が痛い
 せきがでます
 熱があります
 手(足/顔)をけがしました
 吐き気がします
 目まいがします
 息切れがします
 便秘(下痢)をしています
 動悸がします

各種がん検診

朝霞市では医療機関と協定して各種がん検診を実施しています。

実施期間は毎年度5月1日から2月の末日までです。

受診方法は個別がん検診(協定医療機関に直接申込)と集団がん検診(保健センターで実施)があります。

実施内容については、お問い合わせいただくか、広報あさかまたはホームページをご参照ください。

検査の種類	対象年齢	検査所需費用
胃癌	30岁以上	1,000日元
肺癌	30岁以上	200日元
		500日元(吐痰検査の場合)
大腸癌	30岁以上	300日元
前列腺癌	55岁以上的男性	300日元
乳腺癌	30~39歳、50岁以上	単方向撮影 個別:700日元 集団:500日元
	40~49歳	双方向撮影 個別:900日元 集団:700日元
子宮癌	20歳以上の女性	子宮頸部 個別:600日元 集団:400日元
		個別:1,000日元(検査子宮体部の場合)

■ 问询…健康増進課(保健中心内) ☎048-465-8611

検診の種類	対象年齢	検診費用
胃がん	30歳以上	1,000円
肺がん	30歳以上	200円
		500円(喀痰検査を実施した場合)
大腸がん	30歳以上	300円
前立腺がん	55歳以上男性	300円
乳がん	30~39歳、50歳以上	1方向撮影 個別:700円、集団:500円
	40~49歳	2方向撮影 個別:900円、集団:700円
子宮がん	20歳以上女性	子宮頸部 個別:600円、集団:400円
		個別:1,000円(子宮体部を実施した場合)

■ 問い合わせ…健康づくり課(保健センター内) ☎048-465-8611

※各種癌症検査在实施期间内只限接受一次。
 ※年齢为接受检查之日时的年龄。
 ※对象仅限于在朝霞市办理了居民登记的人士。
 ※关于吐痰检查和子宫体部诊察,根据问诊的结果医生认为有必要的人士才接受检查。

※各種がん検診とも実施期間中1回限り。
 ※年齢は受診日における年齢です。
 ※対象は、朝霞市に住民登録のある方に限ります。
 ※喀痰検査と子宮体部検診は問診の結果医師が必要と認めた方のみ受診となります。

■ 发生地震时

日本是地震频繁发生的国家。发生大地震时，因房屋倒塌、火灾而造成巨大的灾害。为了减少受害损失，做好充分的精神以及物资准备是很重要的。

做好防震抗灾准备

为防震抗灾，请常备以下物品



■ 地震が起きたら

日本は地震の多い国です。大地震が発生すると、建物の崩壊、火災の発生などで大きな被害が生じます。被害を少なくするには、ふだんの準備と心構えが大切です。

地震に備えて

災害に備えて次のものを用意しておきましょう。

发生地震时

① 首先确保自身的安全

① まず身の安全を守る

② 震动平息以后不要勉强、沉着地切断火源

② ゆれがおさまったら無理せずあわてずに火の地味をする

③ 打开门，确保出口

③ 戸を開けて出口を確保

④ 如着火了，先立即灭火

④ 火が出たらすぐに消火

⑤ 不要惊慌地跑出去

⑤ あわてて外に飛び出さない

⑥ 不要进入狭窄的地方和靠近围墙

⑥ せまい路地やブロック塀に近づかない

⑦ 要注意山崩和悬崖塌陷

⑦ 山崩れ、がけ崩れに注意

⑧ 避难时要步行

⑧ 避難は徒歩で

⑨ 相互合作、紧急救护

⑨ 協力しあって応急救護

⑩ 要听信正确的消息

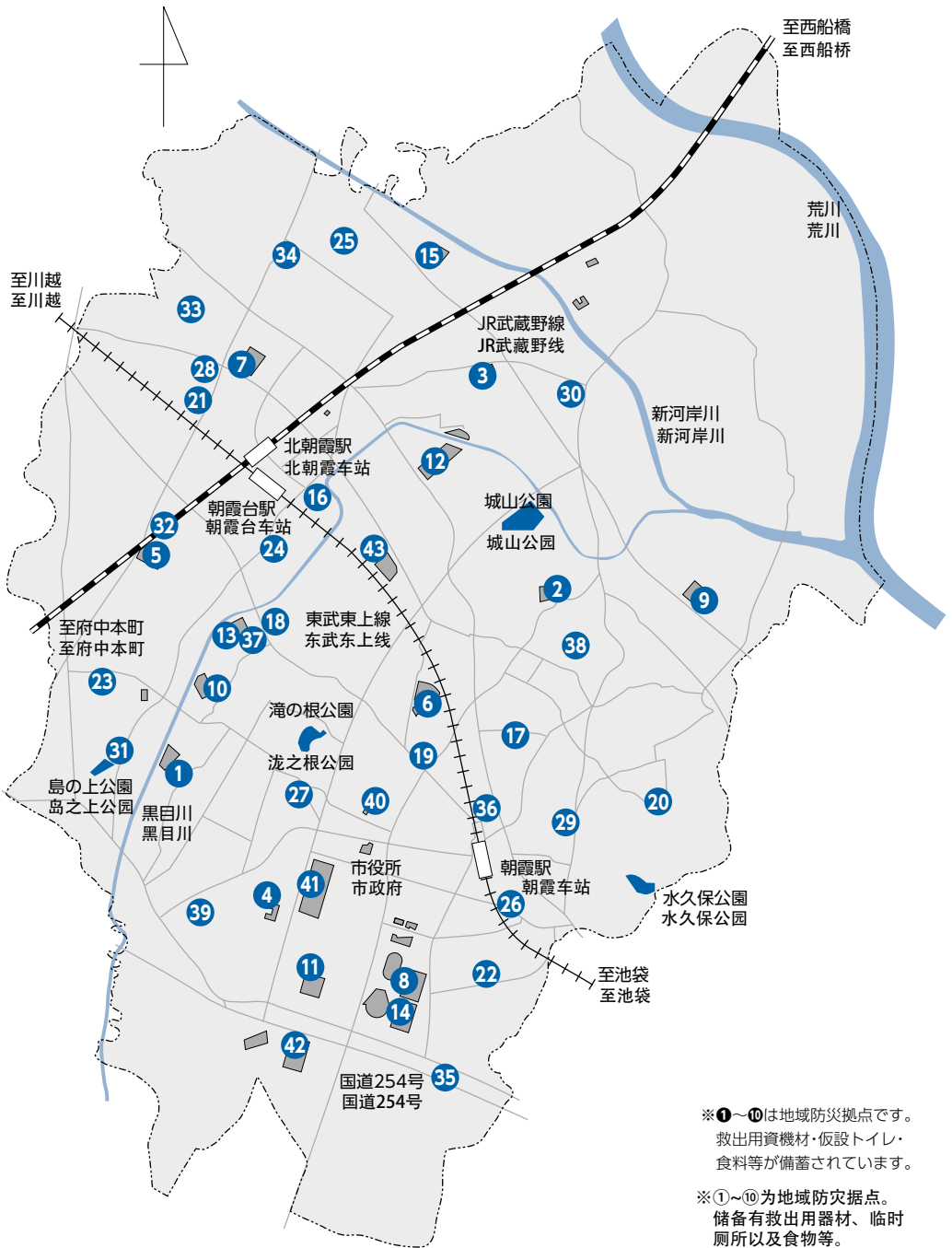
⑩ 正しい情報を聞く

避難場所

整理番号	名称	所在地
①	朝霞第一小学校 ※	膝折町4-11-7
②	朝霞第二小学校 ※	岡3-16-13
③	朝霞第三小学校 ※	大字浜崎230
④	朝霞第四小学校 ※	幸町1-6-9
⑤	朝霞第五小学校 ※	泉水3-16-1
⑥	朝霞第六小学校 ※	本町1-25-1
⑦	朝霞第七小学校 ※	北原2-6-1
⑧	朝霞第八小学校 ※	栄町5-1-41
⑨	朝霞第九小学校 ※	大字台295
⑩	朝霞第十小学校 ※	大字沟沼828-1
⑪	朝霞第一中学校	大字膝折2-31
⑫	朝霞第二中学校	大字岡199
⑬	朝霞第三中学校	大字沟沼1043-1
⑭	朝霞第四中学校	栄町5-1-60
⑮	朝霞第五中学校	大字宫戸1580
⑯	浜崎保育園	大字浜崎662-1
⑰	东朝霞保育園	根岸台1-5-27
⑱	沟沼保育園	沟沼7-13-11
⑲	本町保育園	本町1-20-4
⑳	根岸台保育園	根岸台8-2-41
㉑	北朝霞保育園	朝志之丘1-3-26
㉒	栄町保育園	栄町1-5-43
㉓	泉水保育園	泉水2-12-11
㉔	桜花保育園	大字沟沼435-1
㉕	宫戸保育園	宫戸4-6-2
㉖	仲町保育園	仲町2-4-31
㉗	南朝霞公民馆	沟沼1-5-24
㉘	北朝霞公民馆	朝志之丘1-4-1
㉙	东朝霞公民馆	根岸台6-8-45
㉚	内间木公民馆	田島2-18-47
㉛	西朝霞公民馆	膝折町4-19-1
㉜	辩财市民中心	西辩财2-2-3
㉝	朝志之丘市民中心	朝志之丘3-8-16
㉞	宫戸市民中心	宫戸1-2-60
㉟	栄町市民中心	栄町4-4-26
㊱	仲町市民中心	仲町1-2-16
㊲	沟沼市民中心	大字沟沼1057-3
㊳	根岸台市民中心	根岸台2-15-12
㊴	膝折市民中心	膝折町1-7-40
㊵	武道馆	本町1-12-3
㊶	青叶台公園	大字膝折2-30
㊷	埼玉県立朝霞高等学校	幸町3-13-65
㊸	东洋大学総合体育館	沟沼1340-1

避難場所

番号	名称	所在地
①	朝霞第一小学校 ※	膝折町4-11-7
②	朝霞第二小学校 ※	岡3-16-13
③	朝霞第三小学校 ※	大字浜崎230
④	朝霞第四小学校 ※	幸町1-6-9
⑤	朝霞第五小学校 ※	泉水3-16-1
⑥	朝霞第六小学校 ※	本町1-25-1
⑦	朝霞第七小学校 ※	北原2-6-1
⑧	朝霞第八小学校 ※	栄町5-1-41
⑨	朝霞第九小学校 ※	大字台295
⑩	朝霞第十小学校 ※	大字溝沼828-1
⑪	朝霞第一中学校	大字膝折2-31
⑫	朝霞第二中学校	大字岡199
⑬	朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1
⑭	朝霞第四中学校	栄町5-1-60
⑮	朝霞第五中学校	大字宮戸1580
⑯	浜崎保育園	大字浜崎662-1
⑰	東朝霞保育園	根岸台1-5-27
⑱	溝沼保育園	溝沼7-13-11
⑲	本町保育園	本町1-20-4
⑳	根岸台保育園	根岸台8-2-41
㉑	北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26
㉒	栄町保育園	栄町1-5-43
㉓	泉水保育園	泉水2-12-11
㉔	さくら保育園	大字溝沼435-1
㉕	宮戸保育園	宮戸4-6-2
㉖	仲町保育園	仲町2-4-31
㉗	南朝霞公民館	溝沼1-5-24
㉘	北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1
㉙	東朝霞公民館	根岸台6-8-45
㉚	内間木公民館	田島2-18-47
㉛	西朝霞公民館	膝折町4-19-1
㉜	弁财市民センター	西弁财2-2-3
㉝	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16
㉞	宮戸市民センター	宮戸1-2-60
㉟	栄町市民センター	栄町4-4-26
㊱	仲町市民センター	仲町1-2-16
㊲	溝沼市民センター	大字溝沼1057-3
㊳	根岸台市民センター	根岸台2-15-12
㊴	膝折市民センター	膝折町1-7-40
㊵	武道館	本町1-12-3
㊶	青葉台公園	大字膝折2-30
㊷	埼玉県立朝霞高等学校	幸町3-13-65
㊸	東洋大学総合体育館	溝沼1340-1



※①～⑩は地域防災拠点です。
救出用資機材・仮設トイレ・
食料等が備蓄されています。

※①～⑩が地域防災拠点。
備蓄有救出用器材、臨時
厕所以及食物等。

■ 外国語商談窓口

埼玉県县民生活部国際科 (公財) 埼玉県国際交流協会 外国人総合商談センター埼玉

埼玉市浦和区北浦和5-6-5
(浦和联合官庁3楼)

☎048-833-3296 ㊟048-833-3600

✉ sodan@sia1.jp

毎週星期一～星期五

(节假日以及12月29日～1月3日除外)

上午9点～下午4点

<http://www.sia1.jp/foreign/advice/>

東京入国管理局外国人居留総合咨询中心

(入境、居留手續的商談)

東京都港区港南5-5-30

☎0570-013904

(IP電話、PHS、海外来电请拨打:03-5796-7112)

毎週星期一～星期五

上午八点半～下午五十五分

(节假日、12月29日～1月3日除外)

東京法務局人权商談室

(为外国人服务的人权商談所)

東京都千代田区九段南1-1-15

(九段第二联合官庁12楼)

☎03-5213-1372

英語、德语…毎週星期二、星期四

下午1点30分～4点

中国語…毎週星期一

下午1点30分～4点

关爱综合商談支援中心

受理电话或者来访咨询时，不仅仅用日本語，还可以用外语对应。对应的言语根据曜日有所不同，具体请浏览网页。

外国人総合商談支援中心(新宿)

☎03-3203-5535

外国人総合商談支援中心埼玉

☎048-833-3296

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

毎星期一至星期五

上午九点至下午四点

■ 外国語相談窓口

埼玉県県民生活部国際課 (公財) 埼玉県国際交流協会 外国人総合相談センター埼玉

さいたま市浦和区北浦和5-6-5
(浦和合同庁舎3階)

☎048-833-3296 ㊟048-833-3600

✉ sodan@sia1.jp

毎週月～金曜日

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

午前9時～午後4時

<http://www.sia1.jp/foreign/advice/>

東京入国管理局外国人在留総合 インフォメーションセンター

(入国・在留手續等の相談)

東京都港区港南5-5-30

☎0570-013904

(IP電話・PHS・海外:☎03-5796-7112)

毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

東京法務局人权相談室

(外国人のための人权相談所)

東京都千代田区九段南1-1-15

(九段第二合同庁舎12楼)

☎03-5213-1372

英語・ドイツ語… 毎週火・木曜日

午後1時30分～4時

中国語…毎週月曜日

午後1時30分～4時

ワンストップ型総合相談支援センター

電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語でも対応しています。対応言語は曜日によって異なりますので詳しくはホームページをご覧ください。

外国人総合相談支援センター(新宿)

☎03-3203-5535

外国人総合相談センター埼玉

☎048-833-3296

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

毎週月～金曜日

午前9時～午後4時

请阅览埼玉县外国人生活指南网页

该网页介绍了大量事故、火灾等紧急情况的处理办法，以及生活方面的各种情报、行政手续以及商谈窗口和各种各样的咨询窗口一览。

■ 登载内容

居留管理制度和居民基本底册制度、紧急情况时的对应办法、住房、医疗·社会保险、妊娠·分娩·育儿·家庭、养老金、教育、税金、雇用·劳动条件、汽车驾驶执照、日常生活的情报、商谈窗口、市(区)政府·町村政府一览、埼玉县的介绍，等等。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html>

■ 问讯处…埼玉县国际科

☎048-830-2717

朝霞地区国际社会组织 (AIS)

根据学习者的需求进行日语辅导。为增进友谊，还每月一次开展各种交流活动。

■ 活动日、时间…每周五

上午10点~正午

■ 活动场所…中央公民馆

※活动日·时间、活动场所以及活动内容等有时会有些许变更。

■ 问询…负责人 铃木

☎090-6483-7034

<http://ais1989.hp-ez.com>

埼玉県外国人の生活ガイド ホームページを ご覧ください

事故・火事など緊急時の対応から、暮らしに役立つ情報、行政手続き等のほか、相談窓口やさまざまな問い合わせ先一覧などを幅広く紹介

■ 掲載内容…

在留管理制度・住民基本台帳制度、緊急時、住居、医療・社会保险、妊娠・出産・育児・家庭、年金、教育、税金、雇用・労働条件、自動車運転免許、日常生活の情報、相談窓口、市(区)役所・町村役場一覧、埼玉県の紹介等

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html>

■ 問い合わせ…埼玉県国際課

☎048-830-2717

朝霞地区インターナショナルソサエティ (AIS)

学習者のニーズに合わせて日本語を指導毎月1回、親睦のため各種イベントを実施

■ 活動日・時間…毎週金曜日

午前10時~正午

■ 活動場所…中央公民館

※活動日・時間、活動場所、内容などは変更になる場合があります。

■ 問い合わせ…代表・鈴木

☎090-6483-7034

<http://ais1989.hp-ez.com>

外国居民

没有日本国籍、持有居住期限三个月以上的“在留资格”、现住在日本的外国人，入境时在地方入境管理署领取居留卡。由于持有该卡的人士将跟日本人一样制作居民卡，所以在决定住所以后十四天以内，请到市政府综合窗口科、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞站前办事处等任何一处办理居民登记手续。

○所需文件

- ・居留卡
- ・护照

全家人办理居留登记时，需要提交能够证明亲属关系的本国出具的证明书(结婚证明书、出生证明书)及其译文。

迁入报告

从其他市、区、町、村迁入朝霞市而住所变更时，必须提交迁入报告。所以在决定住所以后十四天以内，请到市政府综合窗口科、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞站前办事处等任何一处办理手续。

○所需文件

- ・居留卡或者特别永住者证明书
- ・以前居住的市、区、町、村发行的迁出证明书或者居民基本底册卡

搬家报告

在朝霞市内住所变更时，必须提交搬家报告。所以在住所变更以后十四天以内，请到市政府综合窗口科、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞站前办事处等任何一处办理手续。

○所需文件

- ・居留卡或者特别永住者证明书
- ・居民基本底册卡(持有该卡的人)

外国人住民

日本国籍を持たない外国人の方で、3か月を超える在留期間の在留資格を持って日本に在留する方には、入国時に地方入国管理署で在留カードが交付されます。交付対象となる方は、日本人と同様に住民票が作成されますので、住所を定めてから14日以内に市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで住民登録をしてください。

○必要なもの

- ・在留カード
- ・旅券

※家族で住民登録をする場合は、続柄が確認できる本国の証明書(結婚証明書、出生証明書等)および訳文が必要となります。

転入届

ほかの市町村から朝霞市に住所を変更した場合は、転入届の提出が必要となりますので、住所を定めてから14日以内に市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで手続きをしてください。

○必要なもの

- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・前に住んでいた市町村発行の転出証明書または住民基本台帳カード

転居届

朝霞市内で住所を変更した場合、転居届の提出が必要となりますので、住所を変更してから14日以内に市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで手続きをください。

○必要なもの

- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・住民基本台帳カード
(持っている方のみ)

迁出报告

从朝霞市迁到其他市、区、町、村或者海外而住所变更时，必须提交迁出报告。请到市政府综合窗口科、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞駅前办事处等任何一处办理手续。

○所需文件

- ・居留卡或者特别永住者证明书
- ・居民基本底册卡(持有该卡的人)

居民票

可以发给记载有住所和作为外国居民特有的、诸如国籍或地域、居留资格等登记事项的居民票的复印件。但是，本人或同一家庭以外的人士申请发给的情况，需要提交本人的委托书。

※关于居民基本底册制度之详细内容，请阅览法务省网页中的《关于涉及外国居民的居民基本底册制度》。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

■ 问询…综合窗口科

☎048-463-2618

転出届

朝霞市からほかの市区町村または海外に住所を変更する場合は、転出届の提出が必要となりますので、市役所総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所のいずれかで手続きをしてください。

○必要なもの

- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・住民基本台帳カード
(持っている方のみ)

住民票

住所や外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格などの登録事項を記載した住民票の写しの交付を受けることができます。本人または同じ世帯以外の方が請求する場合は、本人の委任状が必要となります。

※住民基本台帳制度の詳細は、総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」をご覧ください。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

■ 問い合わせ…総合窓口課

☎048-463-2618

居民基本底册卡

已经办理了居民登记的外国人，可以制作居民基本底册卡(收费)。但是，该卡据规定注有有效期限。

特别永住者以及永住者……10年

永住者以外的中长期逗留者……至逗留期限到期之时
并用通称登记者，该通称将记载在卡的正面或者背面。

另外，由于居民基本底册卡内存储着电子证明书，所以可以由e-Tax等受理电子申请(收费)。

■ 问询…综合窗口科

☎048-463-2605

住民基本台帳カード

住民登録のある外国人の方は、住民基本台帳カードを作成することができます(有料)。ただし、このカードには有効期限があります。

特別永住者および永住者の方
……10年間

永住者以外の中長期在留者の方
……在留期間満了日まで

通称登録のある方は、カードの券面もしくは裏面に通称が記載されます。

さらに、住民基本台帳カードに電子証明書を格納することでe-Taxなどの電子申請ができるようになります(有料)。

■ 問い合わせ…総合窓口課

☎048-463-2605

居留卡

居留卡应该随身携带，当入境审查官、入境警卫官或者警察官要求出示时，一定要出示。如果没有携带，将处以二十万日元以下的罚款，不听从出示命令者将处以一年以下徒刑或二十万日元以下的罚款，所以一定要随身携带。

还有，发生下列情况时请到地方入境管理官署办理手续。

- ① 姓名、国籍或地域等变更时；
- ② 居留卡遗失、污损或破损时；
- ③ 申请延长居留资格的居留期间时；
- ④ 居留卡的有效期限到期时（永住者以及不满十六岁的人士）；

⑤ 持有就职资格的人士（一部分除外）、留学生以及进修生，由于用人单位或者教育机关等的变更或者雇用契约到期、签订新的雇用契约等而迁移户口时；

⑥ 取得了配偶者的居留资格，居住在日本的人士，与其配偶者离婚或者配偶者死亡时。

问询

东京入境管理局

东京都港区港南5-5-30

☎03-5796-7111(总机)

东京入境管理局埼玉办事处

埼玉县埼玉市中央区下落合5-12-1

埼玉第二法务综合官厅1F

☎048-851-9671

※“关于新居留管理制度”之详细内容，请阅览法务省入境管理局的网页

(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

在留カード

在留カードは常時携帯し、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合は提示する義務があります。携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役または20万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず携帯してください。

なお、次の場合は地方入国管理官署で手続きをしてください。

- ① 氏名、国籍・地域等を変更した場合
- ② 在留カードを紛失、汚損・破損した場合
- ③ 在留資格の在留期間更新許可等を受けられる場合
- ④ 在留カードの有効期間が満了する場合（永住者及び16歳未満の方）
- ⑤ 就労資格（一部を除く）、留学生および研修生の方で、雇用先や教育機関等の変更や雇用契約の終了、新たな雇用契約等の移籍が生じた場合
- ⑥ 配偶者としての在留資格を取得して在留している方で、その配偶者と離婚または死別した場合

問い合わせ

東京入国管理局

東京都港区港南5-5-30

☎03-5796-7111(代表)

東京入国管理局さいたま出張所

さいたま市中央区下落合5-12-1

さいたま第2 法務総合庁舎 1 F

☎048-851-9671

※「新しい在留管理制度について」の詳細は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。

(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

特別永住者証明書

发生下列情况，请到市政府综合窗口科办理手续。

- ① 姓名、国籍或地域等变更时；
- ② 特別永住者証明書遺失時；
- ③ 特別永住者証明書汚損或破損時；
- ④ 特別永住者証明書の有効期限到期時。

■ 问询…综合窗口科

☎048-463-2618

外国人登記原始凭证

2012年7月9日，伴随着新居留管理制度的导入，废除了外国人登记制度。迄今为止由市、区、町、村保管着的“外国人登记原始凭证”全部移交到法务省保管。需要外国人登记原始凭证复印件的时候，请到法务省秘书科个人情报保护股申请出具证明。

问询/出具证明部门

法务省秘书科个人情报保护股

邮编：100-8977

東京都千代田区霞之关1-1-1

☎03-3580-4111(内线)2034

(受理)星期一～星期五

上午九点半～正午、

下午一点～五点

特別永住者証明書

次の場合は、市役所総合窓口課で手続きをしてください。

- ① 氏名、国籍・地域等を変更した場合
- ② 特別永住者証明書を紛失した場合
- ③ 特別永住者証明書を汚損・破損した場合
- ④ 特別永住者証明書の有効期間が満了する場合

■ 問い合わせ…総合窓口課

☎048-463-2618

外国人登録原票

平成24年7月9日に新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録制度が廃止され、それまで市区町村で保管されていた「外国人登録原票」は全て法務省に送付され保管されています。外国人登録原票の写しが必要な場合は、法務省秘書課個人情報保護係へ開示請求の申請をしてください。

問い合わせ・開示請求先

法務省秘書課個人情報保護係

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

☎03-3580-4111(内线)2034

(受付)月～金曜日

午前9時30分～正午

午後1時～5時

戸籍和印章

什么是户籍制度?

户籍制度就是登记个人的出生或死亡、结婚等的身分关系的公的证明制度。外国人在日本出生或死亡以及结婚或离婚时,也一定要办理登记手续。

■关于户籍的登记

孩子出生时(出生登记)

请在孩子出生后14天以内办理手续。

·所需文件

出生证明书(附在出生登记单内, 请让医生或助产士填写)、母子健康手册、印章(登记人本人的)、健康保险证(已加入者)、父母的结婚证明以及译文

※起名只限于使用常用汉字、人名用汉字、平假名、片假名。

※父母双方都是外国人的场合, 请到父母的居民登记地点办理登记手续(为了办理居民登记, 也需要填写姓名的拉丁字母)。

戸籍と印鑑

戸籍制度とは

戸籍制度とは、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公に証明する制度です。外国人の方も、日本で出生や死亡したとき、または結婚、離婚などの際は届け出が必要です。

■戸籍に関する届け出

赤ちゃんが生まれたときは(出生届)

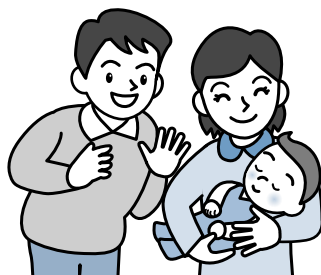
生まれてから14日以内に届け出をしてください。

・必要なもの

出生証明書(出生届についています。医師または助産師に記入してもらってください)、母子健康手帳、印鑑(届出人のもの)、健康保険証(加入者)、父母の結婚証明および訳文

※命名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナに限ります。

※外国人同士の子の場合は、親の住民登録地で届け出てください(住民登録のためアルファベット氏名も必要です)。



死亡时(死亡申报)

当得知死亡的事实之日后的7天以内办理手续。

·所需文件

死亡诊断书(附在死亡登记单内, 请让医生填写)

结婚时(婚姻登记)

受理登记申请之日起有效。

·所需文件(外国籍人士结婚时必备的基本文件)

双方都是外国人的情况

护照、婚姻必要条件具备证明书(请到驻日大使馆、领事馆或本国官厅开具证明)、出生证明书, 等等。

与日本人结婚的情况

除了上述文件之外, 日本人的户籍誊本或抄本(日本人在原籍办理登记手续则不需要)

※文件是日语以外语言的情况, 需要翻译成日语。并且要注明翻译者的姓名以及本人的签名。

※双方都是居住在日本的外国人的婚姻登记处, 是其办理居民登记的市区町村政府。

※根据婚人的国籍, 需要的文件也有不同, 详情请事先咨询。

死亡したときは(死亡届)

死亡の事実を知った日から7日以内に届け出をしてください。

・必要なもの

死亡診断書 (死亡届についています。医師に記入してもらってください)

結婚するときは(婚姻届)

届け出が受理された日から効力が発生します。

・必要なもの (外国籍の方が婚姻するときに必要な基本的なもの)

外国人同士の場合

旅券、婚姻要件具備証明書 (在日大使館、領事館または本国官憲発行)、出生証明書等

日本人と結婚する場合

上記のほか、日本人の戸籍謄本または抄本 (日本人の方の本籍地に届け出る場合は不要)

※日本語以外の言語で作成されている場合は、日本語の翻訳文と翻訳者の氏名、署名が必要です。

※日本に在住している外国人同士の婚姻届出地は、住民登録をしている市区町村となります。

※婚姻する人の国籍によって書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

离婚时(离婚登记)

受理登记申请之日起有效。双方都是外国人的場合、根据本国的法律办理，请到各自的驻日大使馆或领事馆咨询；夫妇的任何一方是居住在日本的日本人的場合、在双方都同意的前提下，根据日本的法律办理。

■ 问询…综合窗口科

☎048-463-2617

■ 印章的登录

在日本进行重要的交易时不签字而是盖章。那时，需要附上所使用的印章的印章证明书。

印章请在专卖店或文具店购买。但是，有些只刻有姓名的第一个文字或中间名字的印章、姓名的汉字以及字母变换成平假名等(但是用通称登记の場合除外)的印章不能登录。故请事先咨询。

離婚のときは(離婚届)

届け出が受理された日から効力が発生します。双方が外国人の場合は本国法に基づきますので、それぞれの在日大使館または領事館にお問い合わせください。夫婦のどちらかが日本に居住する日本人の場合で、双方に合意がある場合、日本の法律により手続きを行います。

■ 問い合わせ…総合窓口課

☎048-463-2617

■ 印鑑の登録

日本では、重要な取引にはサインではなく印鑑を使います。その際、使用する印鑑についての印鑑登録証明書が必要なことがあります。

印鑑は、専門店や文房具店などに注文して購入してください。ただし、氏名の頭文字だけおよびミドルネームだけしか表していない印鑑や、氏名の漢字およびアルファベットをひらがな等に変えたものなど(ただし、通称登録がある場合は除く)、登録できない印鑑もありますので事前にお問い合わせください。

可以登录的人士

在市内办理了居民登记、满15岁以上的人士。

印章登录的手续

请携带想登录的印章以及居留卡、日本的驾驶执照，本人亲自办理手续。手续办好后，当即就可以发行印章的登录证。由代理人代办手续，需要委托书(要登录的人士亲笔写的文件)。(这种情况只能办理申请手续)

印章登录证明书的交付

请带好印章登录证来申请开具证明书。

■ 问询…综合窗口科

☎048-463-2605

保険、养老金、税金

■ 国民健康保険

国民健康保険是为了减轻医疗费负担，大家从平时开始一起交付保险费，在生病或受伤时用以填充医疗费用的相互扶助制度。保险税额根据每个人的年收入而不同。

办理了居民登记、在工作单位没有加入健康保险的人士，一定要加入国民健康保险。

但是，以接受医疗为目的或者以照顾接受医疗的人士的日常生活为目的的入国、在留の場合、不能加入国民健康保险。

登録できる方

市内に住民登録している満15歳以上の方

印鑑登録の手続き

登録したい印鑑と在留カードや日本の運転免許証などを持参のうえ、本人が手続きをしてください。手続きが済むと、印鑑登録証が発行されます。代理の方が申請する場合は、委任状（登録しようとする人が直筆で書いたもの）が必要となります（この場合、当日は申請のみとなります）。

印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証を持参のうえ申請してください。

■ 問い合わせ…総合窓口課

☎048-463-2605

保険・年金・税金

■ 国民健康保険

国民健康保険とは、医療費の負担を軽くするため、普段からみんなで保険税を出し合い、病気やけがのときの医療費に充てようとする相互扶助の制度です。保険税は、年収などにより違いがあります。

外国人住民で、勤務先の健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、医療を受ける目的または医療を受ける方の日常生活上の世話をすることを目的とした入国・在留の場合、国民健康保険への加入はできません。

加入手續

請到市政府保險養老金科辦理。

○所需文件

- 居留卡等
- 護照

※持有3個月居留資格的人士，要出示以後還要逗留三個月以上的證明書。

被保險者證件(保險証)

將發給每人一張證件。接受診療時一定要在醫療機構的掛號處出示。

國民健康保險稅

保險稅額以每戶的人數以及前一年的收入為基準計算。納稅總額1年中將分為8次(7、8、9、10、11、12、1、2月)繳納。

支付內容

因生病、受傷而在醫療機構接受治療時，將支付自己負擔額以外的部分。此外，還付給治療費、高額治療費、分娩育兒補助費以及葬祭費等。

■ 特定健康診察以及綜合性健康檢查

了預防和早期發現生活習慣病，從而改善生活習慣，特實施特定健康診察(40~74歲)以及綜合性健康檢查(35~74歲)。

種類	對象年齡
① 特定健康診察(個別)	40~74歲
② 國保的綜合健康檢查(團體) ※是特定健康診察和癌症診察的配套檢查。	40~74歲
③ 綜合性健康檢查(個別)	35~74歲

可以從①、②、③中任意選擇其中一種接受診察。

加入手續

市役所保險年金課で手続きをしてください。

○必要なもの

- 在留カードなど
- パスポート

※在留資格が3か月の方は、将来3か月を越えて滞在することを示す証明書が必要

被保險者証(保險証)

1人に1枚交付されます。診療を受けるときは必ず医療機関などの窓口に提示してください。

國民健康保險稅

保險稅は、世帯ごとの人数や前年の所得等を基に算出します。合計額を年8回(7、8、9、10、11、12、1、2月)に分けて納めていただきます。

給付內容

病氣やけがの治療のために医療機関にかかったとき、自己負担分以外が給付されます。そのほかに、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの支給があります。

■ 特定健康診査・人間ドック

生活習慣病の予防・早期発見、生活習慣の改善のために特定健康診査(40~74歳)・人間ドック(35~74歳)を実施しています。

種類	対象年齢
① 特定健康診査(個別)	40~74歳
② こくほの総合健康診査(集団) ※ 特定健康診査とがん検診のセット検診です。	40~74歳
③ 人間ドック(個別)	35~74歳

①、②、③から希望の健診を1つ選んで受診できます。

登记申请

在下列情况下，请于14天内办理登记手续：

届け出

こんなときには14日以内に届け出を
してください。

这种时候		登记所必备的文件	
加入 国保时	从其他市区町村转入时	能够确认本人的资料(居留卡、护照等)	追加加入 时,现在 所持之保 险证
	退出单位的健康保险时	退出单位的健康保险的证明书・能够确认本人的资料(居留卡、护照等)	
	不属于单位的健康保险的被抚养者时	能证明不属于单位的健康保险的被抚养者的证明书・能够确认本人的资料(居留卡、护照等)	
	生孩子时	保险证・母子健康手册	
	不能再接受生活保护时	取消生活保护通知书・能够确认本人的资料(居留卡、护照等)	
退出 国保时	转到其他市区町村时	印章・保险证	
	加入单位的健康保险时	国保以及单位双方的保险证(单位的保险证尚未领取の場合,能证明已经成为单位的健康保险的被抚养者的文件)	
	成了单位的健康保险的被抚养者时	保险证・能证明死亡的文件	
	被保险人死亡时	保险证・生活保护决定通知书	
	可以接受生活保护时	保险证・养老金证书	
其他	成为退休人员医疗制度的对象时	保险证	
	在市内住所变更时		
	户主或者姓名变更时	保险证	
	分户或者合户时		
	由于进入设施而将住所定在别处时	保险证・所在(在园)证明书	
	由于上学而将住所定在别处时	保险证・在校证明书	
	保险证遗失时 (或由于污损而无法使用时)	能够确认本人的资料(居留卡、护照等)	

※持有高龄领取者证、限度额适用或标准负担额减额认定证、特定疾病疗养治疗证的人士，办手续的时候请一并带来。

■ 问讯… 保险养老金科 ☎048-463-0283

こんなとき		届け出に必要なもの	
国保 に入る とき	ほかの市区町村から転入してきたとき	本人と確認できるもの(在留カード・パスポートなど)	追加加入 のときは 現在お持 ちの保険 証
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書・本人と確認できるもの(在留カード・パスポートなど)	
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れたことが分かる証明書・本人と確認できるもの(在留カード・パスポートなど)	
	子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書・本人と確認できるもの(在留カード・パスポートなど)	
国保を やめる とき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証	
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付で職場の健康保険の被扶養者になったときは加入したことを証明するもの)	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証・死亡を証明するもの	
	被保険者が死亡したとき	保険証・保護決定通知書	
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・年金証書	
その他	退職者医療制度の対象になったとき	保険証	
	市内で住所が変わったとき		
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき		
	施設入所等のため、別に住所を定めるとき	保険証・所在(在園)証明書	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
保険証を無くしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	本人と確認できるもの(在留カード・パスポートなど)		

※高齢受給者证、限度額適用・標準負担額減額认定证、特定疾病療養受療证をお持ちの方は、手続きの際あわせてお持ちください。

■ 問い合わせ… 保険年金課 ☎048-463-0283

■ 护理保险

什么是护理保险？

护理保险是面对社会高龄化的进展，仅由家人和亲属来护理老人日趋困难这一现实，要求整个社会都要支援这些处在困境中的人，根据此理念而设立的社会保险制度。

加入者为65岁以上的人士和已经加入医疗保险的40岁至64岁的人士。外国居民需要具有三个月以上的在留期间(包括预定)。

护理保险费

护理保险费不管是否利用该项服务，所有40岁以上的人士都要缴纳。65岁以上的人士将根据收入缴纳相应的保险费。另外，40岁到64岁的人士，要与医疗保险的保险费一起缴纳。

护理服务的利用

在利用该项服务之前，要接受被称作“需要护理的认定”，判断其应该接受哪种程度的护理。另外，40岁至64岁的人士，要符合所患疾病(16种)的国家规定。接受护理服务时，要与各个企事业签订合同。原则上要支付所需费用的1成。而且，住进设施以后，除了要负担费用的1成以外，还要支付伙食费和住宿费。

■ 问询…健康长寿科

☎048-463-1951・1952・1719

■ 介護保険

介護保険とは

介護保険は、社会が高齢化していく中で、家族や親族だけで介護を必要とする高齢者を支えていくことが困難になってきたため、社会全体でこれらの方々を支えていこうという考えから作られた社会保険の制度です。

加入者は、65歳以上の方と医療保険に加入している40歳から64歳までの方です。外国人住民の場合、在留期間が3か月以上(予定も含む)であることが必要となります。

介護保険料

介護保険料は、介護サービスの利用に関わらず40歳以上のすべての方に負担していただくこととなります。65歳以上の方は、所得に応じた保険料を負担していただきます。また、40歳から64歳までの方は、医療保険の保険料とあわせて負担していただきます。

介護サービスの利用

介護サービスを利用する前にどの程度の介護が必要か「要介護認定」を受ける必要があります。また、40歳から64歳までの方は、国が定めた16の病気に該当していることが必要となります。介護サービスを受けるときは、それぞれの事業者と契約をし、原則としてかかった費用の1割を負担することとなります。また、施設に入った場合は、費用の1割のほか、に食費や居住費を負担することとなります。

■ 問い合わせ…長寿はつつ課

☎048-463-1951・1952・1719

■ 国民养老金

在日本居住的20岁以上不满60岁的所有人士都必须加入。加入了国民养老金，只要符合一系列必要条件，就可以领取“老龄”、“残疾”或者“死亡”养老金。

但是，加入了厚生养老金的人士不能加入国民养老金。

国民养老金的种类(养老金的支付)

老龄基础养老金…原则上缴纳保险费的期间为25年以上的人士，从65岁开始领取。

残疾基础养老金…加入中因病、伤而致残时，可以领取残疾基础养老金。

遗属基础养老金…加入中的人士死亡时，将支付给靠该人维持生计的有孩子的配偶和孩子。

※要领取养老金必须符合缴纳保险费等条件，如果不符合条件将不能领取。

加入手续

请到市政府保险养老金科办理手续。

- 所需文件
 - 养老金手册(持有该手册的人士)
 - 居留卡等
 - 护照
 - 印鉴(持有印鉴的人士)

保险费

保险费请每月缴纳。

※有免除保险费制度(需要接受有关收入等的审查)。

退出补助金

国民养老金保险费的完纳期间为6个月以上，不符合老龄基础养老金的领取资格期间的外国人丧失被保险者的资格、离开日本后两年以内，可以申请领取退出补助金。

■ 国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入することになっています。国民年金に加入し、一定の要件を満たすことにより、「老龄」「障害」「死亡」について年金が支給されます。

ただし、厚生年金等に加入している方は、国民年金に加入できません。

国民年金の種類(年金給付)

老龄基礎年金…保険料を納めた期間が原則として25年以上ある方が、65歳から支給されます。

障害基礎年金…加入中に病気やケガにより、障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金…加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。

※年金の支給を受けるには、保険料の納付など一定の要件があり、この要件を満たさないと受給できません。

加入手続

市役所保険年金課で手続きをしてください。

- 必要なもの
 - ・年金手帳(お持ちの方のみ)
 - ・在留カードなど
 - ・パスポート
 - ・印鑑(お持ちの方のみ)

保険料

保険料は、毎月納めてください。

※保険料免除制度があります(所得審査等があります)。

脱退一時金

国民年金の保険料納付済期間が6か月以上あり、老龄基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人の方が被保険者の資格を喪失し日本を出国した場合、2年以内に脱退一時金を請求して受け取ることができます。

社会保障協定

加入各締約国の养老金制度の人士，視情況不加入日本の养老金制度也可以。

■ 問詢… 保險养老金科

☎048-463-0284

■ 税金(住民税)

各人の市民税

每年至1月1日为止，就前一年(1~12月)的所得，将对在国内居住的人士课税。

納税方法

特別徴収… 住民税将从工资中直接扣除，由工作单位(企业)代替本人缴纳。

普通徴収… 根据市政府寄送给本人的缴纳书直接去金融机构等缴纳。

缴纳场所

市税除了在市政府、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞站前办事处以外，也可以到缴纳通知书中记载的市里指定的金融机构窗口以及24小时便利店支付。

出国时

本人在出国前必须决定处理有关纳税等事项的纳税管理人并呈报。关于具体手续等请咨询。

■ 問詢… 課税科

☎048-463-2852・2853

社会保障協定

各締約国の年金制度に加入している方は、日本の年金制度に加入しなくてよい場合があります。

■ 問い合わせ… 保險年金課

☎048-463-0284

■ 税金(住民税)

個人の市民税

前年(1~12月)の所得に対して、毎年1月1日現在で国内に居住している方に課税されます。

納税方法

特別徴収… 住民税が給与から差し引かれ、本人に代わり勤務先(事業所)が市に納める方法

普通徴収… 市が本人に送付する納付書により直接金融機関等で納める方法

納付場所

市税は、市役所・内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所のほか、納付書に記載された市の指定金融機関の窓口およびコンビニエンスストアで納めることができます。

出国するとき

本人が出国する前に納税等に関して納税管理人を定めて届け出る必要があります。手続き等の詳細についてはお問い合わせください。

■ 問い合わせ… 課税課

☎048-463-2852・2853

■分娩、育児

如果您怀孕了(母子健康手册)

如果您怀孕了，请到市政府、内间木分所、朝霞台办事处、朝霞駅前办事处、保险中心的任何一处办理妊娠登记手续。领取《母子健康手册》。该手册是接受孕妇健康诊断、参加母亲学习班、婴幼儿健康诊断、预防接种等，记载孩子的成长发育的一切记录的重要资料。

另外，母子保健事业团制作了由英语、中国语、葡萄牙语等8国语言同日本語对照的母子健康手册。订购需付费(1册760日元，税、邮送费另付)。

※母子保健事业团 ☎03-4334-1188

■问询…健康增进科
(保健中心内)

☎048-465-8611

孩子出生了(出生登记)

请在孩子出生14天以内办理登记手续(详情请参阅15页的内容)。

■问询…综合窗口科
☎048-463-2617

■出産・育児

妊娠したら(母子健康手帳)

妊娠したら、市役所、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、保健センターのいずれかへ妊娠届を提出し、「母子健康手帳」の交付を受けてください。この手帳は、妊婦健診・マタニティ教室・乳幼児健診・予防接種を受けるときなど、子どもの成長や発達の記録として大切なものです。

なお、母子保健事業団では、英語、中国語、ポルトガル語などの8か国語と日本語を併記した母子健康手帳を作成しており、有料(1冊760円 税・送料別)で取り寄せることができます。

※母子保健事業団 ☎03-4334-1188

■問い合わせ…健康づくり課
(保健センター内)
☎048-465-8611

子どもが生まれたら(出生届)

子どもが生まれたら、14日以内に出生届を提出してください(詳しくは、15ページをご覧ください)。

■問い合わせ…総合窓口課
☎048-463-2617

为母子提供的各种健康检查

孕妇健康检查

为孕妇和胎儿的健康管理而实施该检查。请向市里委托的医疗机构出示与母子健康手册一起交付的受诊票。在市里委托的医疗机构以外的地方接受检查时，可以领取一部分健康检查费的补助。另外，转入的人士需要更换受诊票。详情请向健康增进科咨询。

婴幼儿健康检查

保健中心以4个月、10个月、1岁7个月和3岁4个月的婴幼儿为对象进行免费健康检查。届时将有个别通知。

除此之外，还进行母亲学习班和出生后家庭访问、母子会、断奶饮食的实习、预防接种等。

■ 问询…健康增进科

(保健中心内)

☎048-465-8611(直通)

儿童医疗费

将对在朝霞市内有所在、已经加入了健康保险的、养育着儿童(有年龄限制)的人士支付医疗费(保险诊疗部分)。内涵为在接受医疗等服务时所支付的保险诊疗费用的一部分负担金。为领取此费用，请携带健康保险证和领取资格者名义的银行帐户存根，办理《领取资格证》申请手续。

■ 问询…儿童未来科

☎048-463-2834

親子のための各種健康診査

妊婦健康診査

妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のために実施します。母子健康手帳とあわせて交付している受診票を委託医療機関に提出して受けてください。委託医療機関以外で受けられた場合は、健康診査費用の一部補助を受けることができます。また、転入された方は受診票の交換が必要です。詳しくは、健康づくり課までお問い合わせください。

乳幼児健康診査

保健センターでは、4か月児・10か月児・1歳7か月児・3歳4か月児を対象に乳幼児健診を無料で行っています。該当するお子さんには個別通知します。

このほかにも、マタニティ教室やお誕生訪問、母と子のつどい、離乳食実習、予防接種などを行っています。

■ 問い合わせ…健康づくり課

(保健センター内)

☎048-465-8611

こども医療費

朝霞市に住所を有し、健康保険に加入している子ども(年齢制限あり)を養育している方に、医療費(保険診療分)を支給しています。対象は、医療等を受けたときに支払った保険診療費の一部負担金です。なお、受給には、健康保険証と受給資格者名義の銀行口座の控えを持参のうえ、「受給資格証」の交付申請をしてください。

■ 問い合わせ…こども未来課

☎048-463-2834

儿童津贴

将支付给在朝霞市内有所并加入了健康保险、抚养着至中学3年级儿童的人士。有关制度的内容以及手续，请向下述之部门咨询。

■ 问询…儿童未来科

☎048-463-2834

儿童抚养津贴

将对在朝霞市内有所、属于单亲或者父母的任何一方有一定程度残疾的家庭等，至儿童长到18岁那个年度的3月31日为止，或者不满20岁、抚养着有残疾的儿童（没有领取公共养老金）的人士支付津贴。

但是，领取需要符合一定的所得限制等条件，详情请与担当的科室商谈。

■ 问询…儿童未来科

☎048-463-2834

单亲家庭等的医疗费

朝霞市向在市内有所，并且加入了健康保险的单亲家庭等的父亲、母亲或者养育者及其儿童（满十八岁的儿童至那一年的三月三十一日为止，或未满二十岁但身体有残疾的儿童）支付医疗费（保险诊疗部分）。支付内容为接受医疗等时所支付的保险医疗费中的一部分负担金额。

但是，领取该款项有受所得限制等条件，请到担当科室商谈。

■ 问询…儿童未来科

☎048-463-2834

儿童手当

朝霞市に住所を有し、中学校3年生までの子どもを養育している方に支給されます。制度の内容および手続きについては下記にお問い合わせください。

■ 問い合わせ…こども未来課

☎048-463-2834

儿童扶養手当

朝霞市に住所を有し、ひとり親家庭または父母のいずれかに一定の障害がある家庭等で、18歳になった年度の3月31日までの児童、または20歳未満で障害のある児童を養育している方（公的年金を受けていない方）に手当を支給しています。

ただし、受給には一定の所得制限など条件がありますので、担当課へご相談ください。

■ 問い合わせ…こども未来課

☎048-463-2834

ひとり親家庭等医療費

朝霞市に住所を有し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父または母、養育者とその児童（18歳になった年度の3月31日までの児童、または20歳未満で障害のある児童）に、医療費（保健診療分）を支給しています。対象は、医療等を受けたときに支払った保健診療費の一部負担金です。

ただし、受給には一定の所得制限など条件がありますので、担当課へご相談ください。

■ 問い合わせ…こども未来課

☎048-463-2834

■保育

保育園

市内有12所(包括分园)公立、15所(包括分园)法人立保育園。为由于生病或者工作而不能照顾孩子的家庭，代替家长照顾孩子。

※2014年4月1日起将有17所法人立保育園。

■ 问询…保育科

☎048-463-2836

児童館

市内有5所児童館，是孩子们愉快玩耍的设施。利用时间等请向各设施咨询。

■ 问询

北原児童館 ☎048-471-7140

浜崎児童館 ☎048-486-2477

沟沼児童館 ☎048-450-0858

根岸台児童館 ☎048-450-1815

膝折児童館 ☎048-458-6969

育儿支援中心

为对育儿感到不安和烦恼的人士提供商谈服务。是父母与子女接触的场合与正在抚养孩子的人们结识的场合，请充分利用。还帮助想组织活动小组结交朋友的人士。

■ 问询

櫻花育儿支援中心

☎048-469-7065

北原育儿支援中心

☎048-476-8686

■保育

保育園

市内には、公立12園（分園含む）、法人立15園（分園含む）の保育園があります。※平成26年4月1日から法人立17園になります。

仕事や病気などでお子さんの保育ができない家庭のために、保護者に代わってお子さんの保育にあたります。

■ 問い合わせ…保育課

☎048-463-2836

児童館

市内には児童館が5館あり、お子さんが楽しく遊べる施設です。利用時間等については、各施設へお問い合わせください。

■ 問い合わせ…

きたはら児童館 ☎048-471-7140

はまさき児童館 ☎048-486-2477

みぞぬま児童館 ☎048-450-0858

ねぎしだい児童館 ☎048-450-1815

ひざおり児童館 ☎048-458-6969

子育て支援センター

子育てに不安や悩みを持っている方の相談をお受けしています。親子のふれあいの場や子育てをしている方々との出会いの場としてご利用ください。また、サークルや仲間づくりをしたい方を支援します。

■ 問い合わせ…

さくら子育て支援センター

☎048-469-7065

きたはら子育て支援センター

☎048-476-8686

放学后儿童俱乐部

市内共有10所放学后儿童俱乐部。以双职工家庭等的
小学1年级至4年级的学生为对象。平常的保育时间为放学
以后至下午7点，星期六从上午8点到下午6点(星期日、节
假日、年底年初除外)。

■ 问询…保育科

☎048-463-2939

残疾儿童放学后儿童俱乐部

以在朝霞市内有住所、并在埼玉县内的特别支援学校
(小学部、初中部、高中部)或者市内的小、中学校の特别
支援学级上学的儿童以及学生为对象，平日从放学后到下
午五点半，星期六(一个月两次)从上午十点到下午五点提
供保育服务。

■ 问询…保育课

☎048-463-2939

家庭・支援・中心

希望得到育儿支援的人士(家庭会员)以及想帮助育儿
的人士(支援会员)成为会员，中心根据家庭会员所希望的
援助内容和要求介绍合适的支援会员。通过相互的援助活
动达到育儿支援的目的。

■ 问询…家庭・支援・中心

☎048-485-2503

放課後児童クラブ

市内には10か所の放課後児童クラブ
があり、共働きなどの留守家庭の小学
校1年生から4年生までの児童を対象に、
平日保育は放課後から午後7時まで、土
曜日は午前8時から午後6時まで(日曜日、
祝日、年末年始を除く)お預かりします。

■ 問い合わせ…保育課

☎048-463-2939

障害児放課後児童クラブ

朝霞市に住所を有し、埼玉県内の特別
支援学校(小学部・中学部・高等部)または
市内の小・中学校の特別支援学級に通学
する児童および生徒を対象に、平日保育
は放課後から午後5時30分まで、土曜日
(月に2回)は、午前10時から午後5時ま
でお預かりします。

■ 問い合わせ…保育課

☎048-463-2939

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしてほしい方(ファミ
リー会員)と子育ての手助けをしたい方
(サポート会員)が会員となり、センター
がファミリー会員の援助依頼内容や要望
にお応えできるサポート会員を紹介し、
相互援助活動を行うことにより、子育て
を支援する制度です。

■ 問い合わせ…ファミリー・サポート・センター

☎048-485-2503

■教育

幼儿园

市内共有8所私立幼儿园。有关申请事项请向各幼儿园咨询。

市内幼儿园一览

- 朝霞幼儿园
幸町3-5-16 ☎048-463-7915
- 菩提树之森幼儿园
膝折町1-16-17 ☎048-461-0240
- 萨伊卡幼儿园
西辩财1-6-17 ☎048-461-6039
- 朝霞台幼儿园
根岸台7-2-6 ☎048-461-6753
- 根岸幼儿园
根岸台4-8-38 ☎048-461-7112
- 朝霞花之木幼儿园
田岛1-12-1 ☎048-456-0055
- 朝霞友好幼儿园
北原2-7-16 ☎048-472-5739
- 朝霞橘幼儿园
宫户3-7-1 ☎048-473-8787

小学・中学

市内共有10所小学和5所中学。外国国籍的孩子希望入学时，需要家长办理申请手续。请携带本人的居留者卡或者特别永住者证明书，到市政府教育管理科办理手续。还有，付学费有困难的家长请来商谈。

根据日本的教育制度，从6岁开始在小学学习6年，12岁开始在中学学习3年。学校的年度从每年的4月开始，第2年的3月末结束。

■ 问询…教育管理科

☎048-463-0793

■教育

幼稚园

市内には私立幼稚園が8園あります。募集については各幼稚園へお問い合わせください。

市内幼稚園一覧

- ・朝霞幼稚園
幸町3-5-16 ☎048-463-7915
- ・菩提樹の森幼稚園
膝折町1-16-17 ☎048-461-0240
- ・さいか幼稚園
西弁財1-6-17 ☎048-461-6039
- ・あさか台幼稚園
根岸台7-2-6 ☎048-461-6753
- ・根岸幼稚園
根岸台4-8-38 ☎048-461-7112
- ・朝霞花の木幼稚園
田島1-12-1 ☎048-456-0055
- ・朝霞なかよし幼稚園
北原2-7-16 ☎048-472-5739
- ・朝霞たちばな幼稚園
宮戸3-7-1 ☎048-473-8787

小学校・中学校

市内には小学校が10校、中学校が5校あります。外国籍のお子さんと入学を希望する場合は、保護者からの申請が必要です。本人の在留カードまたは特別永住者証明書を持参のうえ、市役所教育管理課で手続きをしてください。また、就学費用でお困りの方はご相談ください。

なお、日本の教育制度では、6歳から小学校で6年間、12歳から中学校で3年間学び、学校の年度は、毎年4月に始まり、翌年の3月末に終わります。

■お問い合わせ…教育管理課

☎048-463-0793

垃圾

问询 清洁中心 ☎048-456-1593

ごみ

問い合わせ クリーンセンター ☎048-456-1593

資源資源	瓶・罐・ペットボトル びん・かん・ペットボトル	専用容器 専用容器	ペットボトル 塑料瓶 PET	びん 瓶	かん 罐	<ul style="list-style-type: none"> ▶中を軽くすいてください。 ▶ペットボトルは、キャップ・ラベルをはずしてください。 ▶びんは、キャップをはずしてください。 ▶かんづめのふたはかんの中に入れるか押し込んでください。 ▶请把里面轻轻地涮一下儿。 ▶塑料瓶请把瓶盖儿和标签去掉。 ▶瓶请把瓶盖儿去掉。 ▶罐头盒的盖儿请放进或按进盒中。 	
	紙・布類 紙・布類	新聞 报纸	ダンボール 纸箱	紙パック 紙盒	雑誌 杂志	雑紙 杂纸	<ul style="list-style-type: none"> ▶雑紙(包装紙・紙箱・メモ用紙など)は、紙袋または透明袋でも出せます。 ▶雑紙(包装紙、紙箱、便条紙等)也可以放在纸袋或透明袋里扔出。
プラスチック資源	透明・半透明袋 透明・半透明袋	ボトル類 塑料瓶类	トレイ類 食品盒类	ポリ袋・ビニール類 合成樹脂袋・塑料袋类	カップ・パック類 杯子・包装盒类	発泡スチロール・ネット 泡沫聚苯乙烯・网	<ul style="list-style-type: none"> ▶汚れては資源になりません。軽く洗うか、ふきとってください。 ▶汚れのとれないものは、燃やすごみです。 ▶金属のついているものは燃やさないごみです。 ▶脏污的东西不能成为资源，请轻轻洗涤或者擦干净。 ▶污垢去不掉的是可燃垃圾。 ▶沾有金属的是不可燃垃圾。
不可燃垃圾	燃やさないごみ 専用容器 专用容器	ライター 打火机	スプレー缶 喷雾器	ビデオテープ・カセットテープ 录像带・录音带	小型家電 小型家电	陶器 陶瓷	<ul style="list-style-type: none"> ▶(有害ゴミ)透明袋に入れる(有害垃圾)放入透明袋里 ▶(有害ゴミ) 蛍光灯・電球 乾電池 水銀体温計 ▶(有害ゴミ) 蛍光灯・电灯泡 干电池 水银体温计 ▶ボタン電池、充電式電池は出せませんので、電気店の回収ボックスに戻しましょう。 ▶纽扣的电池、充电式电池不能扔出，请扔进电器商店的回收箱。
可燃垃圾	燃やすごみ 透明・半透明袋 透明・半透明袋	生ゴミ(水をよく切って) 厨房垃圾(把水分挤干)	汚れのとれないプラスチック 脏物去不掉的塑料制品	油などで汚れた資源にならない紙 因油污而不能成为资源的纸类	ペットのトイレ砂 宠物的粪使用垫沙	おむつ 尿布	<ul style="list-style-type: none"> ▶汚物はトイレへ ▶脏物扔进厕所 ▶草・木くず 草・树枝 ▶5cm以下 50cm未満 不到50cm ▶30cm以下 30cm以下 ▶革・ゴム 皮革・橡胶

粗大ゴミ(申込制・戸別有料収集)

▶1辺が50cm以上のもの
家具・衣装ケース・自転車・布団・カーペット・ストーブ・照明器具・ガスコンロ など

●申込先 ☎048-458-1322

●受付時間 午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日・年末年始を除く)

※直接搬入もできます。

大型垃圾(预约制・有偿按户收集)

▶一辺の边长超过50cmの
家具・衣箱・自行车・被褥・地毯・炉子・照明器具・煤气灶 等

●预约处 ☎048-458-1322

●受理时间 上午9点～下午4点
(星期六・星期日・节假日・年底年初除外)

※也可以直接搬入

市で処理できないもの

処理困難ゴミ
消火器、タイル・ブロック・土砂・物置・浴槽・畳・建築廃材、タイヤ・バイク・自動車部品、ピアノ など

家電リサイクル品目
テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機
パソコンのブラウン管のモニター

※パソコン本体、液晶モニターはクリーンセンターへ持ち込みのみ受け入れ可

市里不能处理的垃圾

处理困难的垃圾
灭火器、瓷砖・水泥预制板・沙土・库房・浴槽・榻榻米・建筑垃圾、轮胎・摩托车・汽车零件・钢琴 等

家电再利用品目
电视机・空调・电冰箱・洗衣机・衣类干燥机
电脑显示管的遥控器

※电脑的主体以及液晶遥控器只有绿色中心受理自行搬入。

集積所利用のマナー

・収集日当日(祝日も収集)、朝8時30分までにお住まいの地域、アパート・マンションの決められたごみ集積所に分別し出してください。

・「事業ゴミ」や「越し・大掃除などの一時的な多量ゴミ」は、集積所にいせません。

・カラス・風雨等による飛散防止のため、カラス防止用ネットを利用しましょう。

・ごみ集積所の美化に努め、お互いにマナーを守りましょう。

詳しくは、外国人の向けごみの出し方のパンフレットをご覧ください。

なお、市ホームページ(<http://www.city.asaka.lg.jp/uploaded/attachment/2065.pdf>)にも掲載しています。

垃圾收集场所の利用規則

・在收集日当天(节假日也收集)早上8点30分以前，把垃圾分别分类扔到所居住的地域(公寓)所规定的垃圾收集场所。

・「事务所垃圾」以及「因搬家、大扫除而产生的一次性大量垃圾」不能扔到收集场所。

・为防止由于乌鸦或暴风雨造成的垃圾散乱，请把垃圾放入网内。

・为使垃圾场保持清洁，让我们共同遵守这些规则吧。

详情请阅览面向外国人的扔垃圾小册子。
还有，市的网页(<http://www.city.asaka.saitama.jp/guide/life/dust/01.html>)上也有登載。

■ 自来水、下水道

自来水费、下水道使用费

自来水费和下水道的使用费根据每两个月查1次表的结果，按使用量计算。银行转帐或者根据水道局寄来的付款通知单支付。

这种情况下应该申请

最初开始或停止使用自来水时，必须向水道经营科申请。

■ 问询…水道经营科

☎048-462-3366

下水道使用费

下水道使用费请与自来水费一起支付。

■ 问询…下水道科

☎048-463-0916

■ 电、电话

电

东京电力(株) 埼玉客户服务中心

☎0120-995-442 ※只提供英语服务

电话

NTT东日本 ☎116・0120-048-116

(电话的开通・迁移・各种服务的咨询)

※只提供日语服务

NTT信息中心(面向外国人的咨询处)

☎0120-364-463

■ 上・下水道

水道料金・下水道使用料

水道料金・下水道使用料は、2か月ごとのメーターの検針をもとに、その使用水量にしたがって2か月分をまとめて算出します。口座振替か水道部が送付した納入通知書で納めていただきます。

こんなときは届け出を

新しく水道を使いはじめるときや、水道の使用を中止するときは必ず水道経営課へ届け出てください。

■ 問い合わせ…水道経営課

☎048-462-3366

下水道使用料

下水道使用料は、水道料金と一緒に支払っていただきます。

■ 問い合わせ…下水道課

☎048-463-0916

■ 電気・電話

電気

東京電力(株)埼玉カスタマーセンター

☎0120-995-442 ※英語のみ

電話

NTT東日本 ☎116、0120-048-116

(電話の新設・移転・各種サービスの問い合わせ) ※日本語のみ

NTTインフォメーションセンター

(外国人向けの問い合わせ)

☎0120-364-463

其他

■市内循环公交车

市内循环公交车以市政府和欢跃堂(健康增进中心)为起点,与市内公共设施以及朝霞站、北朝霞站(朝霞台站)相联结。以公共汽车方式运行(收费)。

■ 问询…城市规划建设推进科

☎048-463-1514

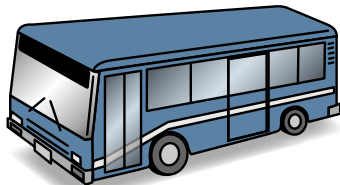
■市民农园

通过种植蔬菜、体验务农生活,充分接触大自然,达到加深对农业的理解之目的;并为谋求地域农业的活性化而设置了市民农园。

关于利用者的募集,在广报朝霞市的网页等进行。

■ 问询…产业振兴科

☎048-463-1904



その他

■市内循环バス

市内循环バスは、市役所およびわくわくどーむ(健康増進センター)を起点として、市内公共施設と朝霞駅・北朝霞駅(朝霞台駅)を結び、路線バス方式(有料)で運行しています。

■ 問い合わせ…まちづくり推進課

☎048-463-1514

■市民農園

野菜を栽培することによる農業体験を通じて、自然にふれあい、農業に対する理解を深め、また地域農業の活性化を図るため市民農園を設置しています。

利用者募集については、広報あさかや市ホームページなどで行っています。

■ 問い合わせ…産業振興課

☎048-463-1904



■市内主要施設

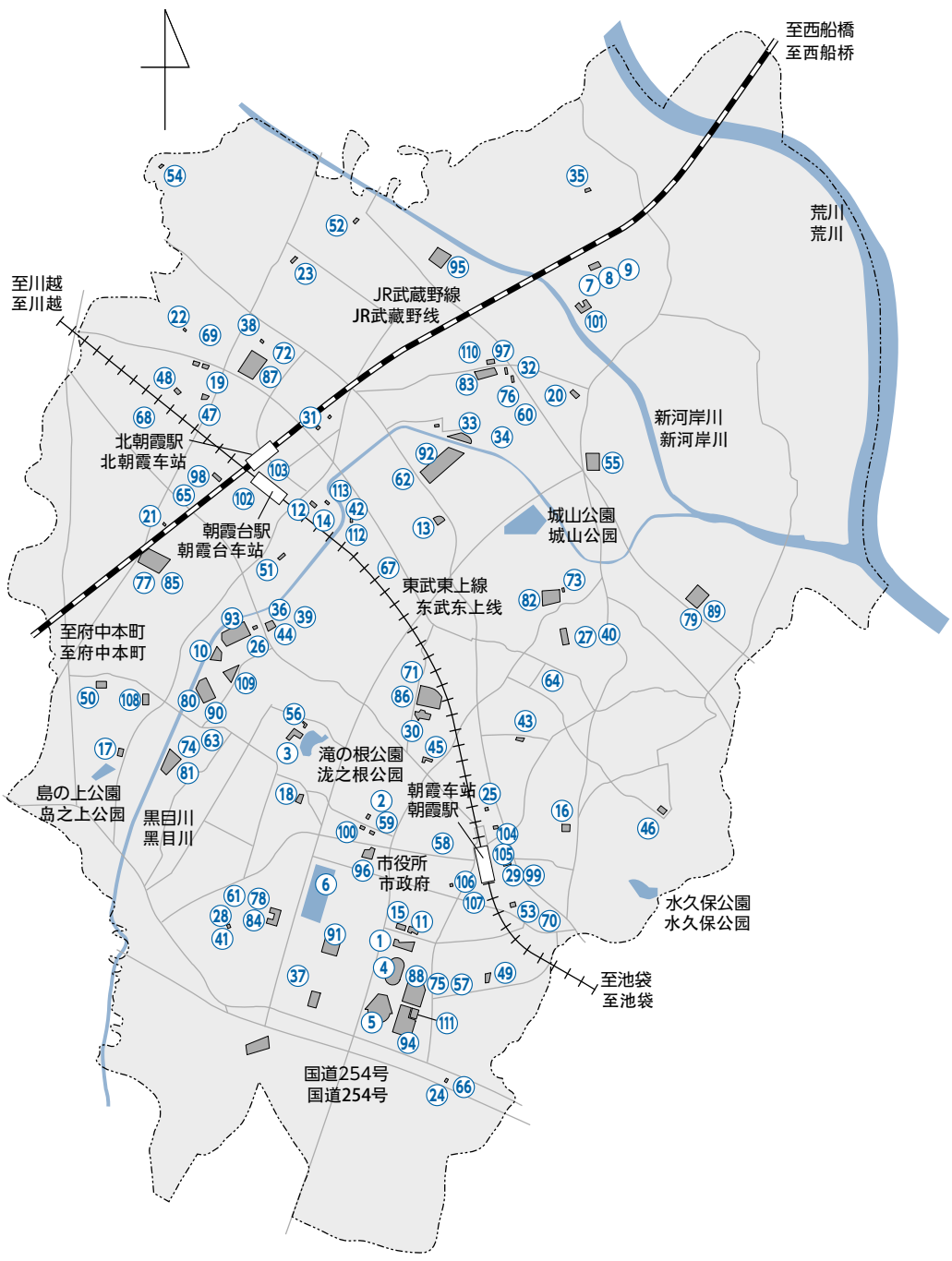
■市内主要施設

体育 スポーツ	①	総合体育館	青葉台1-8-1	048-465-9811	総合体育館	青葉台1-8-1
	②	武道館	本町1-12-3	048-461-7522	武道館	本町1-12-3
	③	滝之根网球场	沟沼2-8	048-462-1372	滝の根テニスコート	溝沼2-8
	④	中央公園田径运动场	青葉台1-9-1	048-465-7278	中央公園陸上競技場	青葉台1-9-1
	⑤	中央公園棒球场	青葉台1-9-2	048-465-7277	中央公園野球場	青葉台1-9-2
	⑥	青葉台公園网球场(緑茵广场) 大字膝折2-30		048-463-1333	青葉台公園テニスコート(芝生広場)	大字膝折2-30
	⑦	内間木公園射箭場	上内間木518-3	048-456-2282	内間木公園弓道場	上内間木518-3
	⑧	内間木公園軟式垒球场	上内間木518-3	//	// ソフトボール場	//
	⑨	内間木公園网球场	上内間木518-3	//	// テニスコート	//
	⑩	沟沼児童游泳池	大字沟沼1033	048-464-0023	溝沼子どもプール	大字溝沼1033
教育・文化・コミュニティ 教育・文化・交流	⑪	図書館	青葉台1-7-26	048-466-8686	図書館	青葉台1-7-26
	⑫	図書館北朝霞分館	大字浜崎669-1	048-470-6011	図書館北朝霞分館	大字浜崎669-1
	⑬	博物館	岡2-7-22	048-469-2285	博物館	岡2-7-22
	⑭	産業文化センター	大字浜崎669-1	048-487-6222	産業文化センター	大字浜崎669-1
	⑮	中央公民館・交流センター	青葉台1-7-1	048-465-7272	中央公民館・コミュニティセンター	青葉台1-7-1
	⑯	太陽广场(妇女中心) ("中央公民館・交流センター"内)		048-463-2697	それいゆびらざ(女性センター) (中央公民館・コミュニティセンター内)	
	⑰	東朝霞公民館	根岸台6-8-45	048-463-9211	東朝霞公民館	根岸台6-8-45
	⑱	西朝霞公民館	膝折町4-19-1	048-462-1411	西朝霞公民館	膝折町4-19-1
	⑲	南朝霞公民館	沟沼1-5-24	048-461-0163	南朝霞公民館	溝沼1-5-24
	⑳	北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	048-473-0558	北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1
	㉑	内間木公民館	田島2-18-47	048-456-1055	内間木公民館	田島2-18-47
	㉒	弁財市民センター	西弁財2-2-3	048-467-1616	弁財市民センター	西弁財2-2-3
	㉓	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	048-476-5755	朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16
	㉔	宮戸市民センター	宮戸1-2-60	048-472-2134	宮戸市民センター	宮戸1-2-60
	㉕	栄町市民センター	栄町4-4-26	048-466-6515	栄町市民センター	栄町4-4-26
	㉖	仲町市民センター	仲町1-2-16	048-464-6810	仲町市民センター	仲町1-2-16
	㉗	溝沼市民センター	大字沟沼1057-3	048-461-8885	溝沼市民センター	大字溝沼1057-3
	㉘	根岸台市民センター	根岸台2-15-12	048-450-1801	根岸台市民センター	根岸台2-15-12
	㉙	膝折市民センター	膝折町1-7-40	048-462-4531	膝折市民センター	膝折町1-7-40
	㉚	市民活動支援ステーション・ 年長者活動センター	仲町2-1-6-101	048-463-1417	市民活動支援ステーション・ シニア活動センター	仲町2-1-6-101
	㉛	理想館(市民会館)	本町1-26-1	048-466-2525	ゆめばれす(市民会館)	本町1-26-1
	㉜	児童相談室	浜崎3-6-24	048-471-8080	子ども相談室	浜崎3-6-24
	㉝	埋蔵文物センター	大字浜崎231-2	048-486-2244	埋蔵文化財センター	大字浜崎231-2
福祉 福祉	㉞	欢跃堂(健康増進センター)	大字浜崎27	048-472-6000	わくわくどーむ(健康増進センター)	大字浜崎27
	㉟	"关爱之家"(総合福祉センター)	大字浜崎51-1	048-486-2475	はあとぴあ(総合福祉センター)	大字浜崎51-1
	㊱	志愿者活动中心 ("关爱之家"内)		048-486-2485	ボランティアセンター (はあとぴあ内)	

福祉 福祉	34	地域活動支援中心	("关爱之家"内)	048-486-2483	地域活動支援センター	(はあとびあ内)
	34	生活支援站	("关爱之家"内)	048-486-2484	ヘルパーステーション	(はあとびあ内)
	34	"关爱之家"残疾人多功能型设施	("关爱之家"内)	048-486-2481	はあとびあ障害者多機能型施設	(はあとびあ内)
	34	"关爱之家"残疾人商談支援中心	("关爱之家"内)	048-486-2400	はあとびあ障害者相談支援センター	(はあとびあ内)
	34	朝霞市残疾人就职支援中心	("关爱之家"内)	048-486-2575	朝霞市障害者就労支援センター	(はあとびあ内)
	34	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	("关爱之家"内)	048-486-2479	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	(はあとびあ内)
	34	浜崎老人福祉中心	("关爱之家"内)	048-486-2476	浜崎老人福祉センター	(はあとびあ内)
	35	朝霞福祉作业所	(上内間木493-9)	048-456-1400	あさか福祉作業所	(大字上内間木493-9)
	36	沟沼老人福祉中心	沟沼7-13-11	048-464-5488	溝沼老人福祉センター	溝沼7-13-11
	37	特別养护老人院「朝光苑」	青叶台1-10-32	048-465-3255	特別養護老人ホーム「朝光苑」	青葉台1-10-32
	37	朝光苑特别服务中心	青叶台1-10-32	048-467-6868	朝光苑デイサービスセンター	青葉台1-10-32
	36	北原儿童馆	北原2-8-11	048-471-7140	きたはら児童館	北原2-8-11
	34	浜崎儿童馆	("关爱之家"内)	048-486-2477	はまさき児童館	(はあとびあ内)
	39	沟沼儿童馆	沟沼7-13-11	048-450-0858	みぞぬま児童館	溝沼7-13-11
	40	根岸台儿童馆	根岸台2-15-12	048-450-1815	ねぎしだい児童館	根岸台2-15-12
	41	膝折儿童馆	膝折町1-7-40	048-458-6969	ひざおり児童館	膝折町1-7-40
	51	櫻花育儿支援中心	(櫻花保育園内)	048-469-7065	さくら子育て支援センター	(さくら保育園内)
	36	北原育儿支援中心	(北原儿童馆内)	048-476-8686	きたはら子育て支援センター	(きたはら児童館内)
	36	家庭・支援・中心	(北原儿童馆内)	048-485-2503	ファミリー・サポート・センター	(きたはら児童館内)
	保育 園	42	浜崎保育園	大字浜崎662-1	048-471-0394	浜崎保育園
43		东朝霞保育園	根岸台1-5-27	048-461-6011	東朝霞保育園	根岸台1-5-27
44		沟沼保育園	沟沼7-13-11	048-463-7165	溝沼保育園	溝沼7-13-11
45		本町保育園	本町1-20-4	048-464-3750	本町保育園	本町1-20-4
46		根岸台保育園	根岸台8-2-41	048-464-8710	根岸台保育園	根岸台8-2-41
47		北朝霞保育園	朝志之丘1-3-26	048-474-2530	北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26
48		北朝霞保育園(分園)	朝志之丘1-5-40	048-486-5774	北朝霞保育園(分園)	朝志ヶ丘1-5-40
49		荣町保育園	荣町1-5-43	048-465-3811	栄町保育園	栄町1-5-43
50		泉水保育園	泉水2-12-11	048-465-9625	泉水保育園	泉水2-12-11
51		櫻花保育園	大字沟沼435-1	048-469-7061	さくら保育園	大字溝沼435-1
50		宫戸保育園	宮戸4-6-2	048-486-5562	宮戸保育園	宮戸4-6-2
53		仲町保育園	仲町2-4-31	048-450-7707	仲町保育園	仲町2-4-31
54		社会福祉法人大山保育園	宮戸3-10-45	048-473-6713	社会福祉法人大山保育園	宮戸3-10-45
55		社会福祉法人朝霞白鴿保育園	田島2-4-11	048-456-1100	// 朝霞しらこぼと保育園	田島2-4-11
56		社会福祉法人流之根保育園	沟沼2-10-24	048-463-5503	// 滝の根保育園	溝沼2-10-24
57		社会福祉法人朝霞蒲公英保育園	荣町5-1-30	048-467-5191	// あさかたんぽぽ保育園	栄町5-1-30
56		社会福祉法人朝霞蒲公英保育園(分園)	本町2-10-4	048-487-8545	// あさかたんぽぽ保育園(分園)	本町2-10-4
59		社会福祉法人幼藤保育園	本町1-8-26	048-461-5200	// さわらび保育園	本町1-8-26
60		社会福祉法人朝霞満身泥保育園	大字浜崎69-1	048-474-6137	// 朝霞どろんこ保育園	大字浜崎69-1
61		百合树保育園	膝折町1-6-29	048-450-8600	ゆりの木保育園	膝折町1-6-29

保育園	62	太陽と大地の子ども保育園	大字岡44-1	048-483-5334	太陽と大地のこども保育園	大字岡44-1
	63	泉橋保育園	大字溝沼863-1	048-487-7223	いづみばし保育園	大字溝沼863-1
	64	向日葵保育園	根岸台2-2-6	048-487-8686	ひまわり保育園	根岸台2-2-6
	65	朝霞揺籃保育園	西弁才1-2-2	048-466-1205	朝霞ゆりかご保育園	西弁才1-1-2
	66	朝霞向阳の森保育園	栄町4-4-8	048-423-4492	朝霞ひだまりの森保育園	栄町4-4-8
	67	第二朝霞蒲公英保育園	大字溝沼1336-4	048-423-8631	第二あさかたんぼ保育園	大字溝沼1336-4
	68	三原満身泥巴保育園	三原3-23-2	048-486-7470	三原どろんこ保育園	三原3-23-2
	69	朝志之丘保育園	朝志之丘3-7-47	048-473-8650	あさしがおか保育園	朝志ヶ丘3-7-47
	70	仲町泥巴保育園	仲町2-23-5(臨時)	03-3405-5434(開所まで)	仲町どろんこ保育園	仲町2-23-5(仮)
	放課後児童クラブ	71	本町放课后児童俱楽部	本町1-25-1	048-463-4433	本町放課後児童クラブ
72		朝志之丘放课后児童俱楽部	北原2-6-39	048-473-8718	朝志ヶ丘放課後児童クラブ	北原2-6-39
73		岡放课后児童俱楽部	岡3-17-64	048-464-8281	岡放課後児童クラブ	岡3-17-64
74		膝折放课后児童俱楽部	膝折町4-11-26	048-463-9152	膝折放課後児童クラブ	膝折町4-11-26
75		栄町放课后児童俱楽部	栄町5-1-50	048-463-8670	栄町放課後児童クラブ	栄町5-1-50
76		浜崎放课后児童俱楽部	大字浜崎220-1	048-474-7125	浜崎放課後児童クラブ	大字浜崎220-1
77		泉水放课后児童俱楽部	泉水3-16-1	048-465-0818	泉水放課後児童クラブ	泉水3-16-1
78		幸町放课后児童俱楽部	幸町1-6-9	048-467-4760	幸町放課後児童クラブ	幸町1-6-9
79		根岸台放课后児童俱楽部	大字台295-1	048-467-0131	根岸台放課後児童クラブ	大字台295-1
80		溝沼放课后児童俱楽部	大字溝沼828-1	048-458-5520	溝沼放課後児童クラブ	大字溝沼828-1
中小学校	81	朝霞第一小学	膝折4-11-7	048-461-0052	朝霞第一小学校	膝折町4-11-7
	82	朝霞第二小学	岡3-16-13	048-461-0042	朝霞第二小学校	岡3-16-13
	83	朝霞第三小学	大字浜崎230	048-471-1630	朝霞第三小学校	大字浜崎230
	84	朝霞第四小学	幸町1-6-9	048-461-0363	朝霞第四小学校	幸町1-6-9
	85	朝霞第五小学	泉水3-16-1	048-462-0455	朝霞第五小学校	泉水3-16-1
	86	朝霞第六小学	本町1-25-1	048-461-0410	朝霞第六小学校	本町1-25-1
	87	朝霞第七小学	北原2-6-1	048-472-9172	朝霞第七小学校	北原2-6-1
	88	朝霞第八小学	栄町5-1-41	048-465-8381	朝霞第八小学校	栄町5-1-41
	89	朝霞第九小学	大字台295	048-466-4481	朝霞第九小学校	大字台295
	90	朝霞第十小学	大字溝沼828-1	048-469-5443	朝霞第十小学校	大字溝沼828-1
	91	朝霞第一中学	大字膝折2-31	048-461-0076	朝霞第一中学校	大字膝折2-31
	92	朝霞第二中学	大字岡199	048-461-6540	朝霞第二中学校	大字岡199
	93	朝霞第三中学	大字溝沼1043-1	048-464-7575	朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1
	94	朝霞第四中学	栄町5-1-60	048-466-4711	朝霞第四中学校	栄町5-1-60
	95	朝霞第五中学	大字宮戸1580	048-471-2236	朝霞第五中学校	大字宮戸1580
その他	96	朝霞市政府	本町1-1-1	048-463-1111	朝霞市役所	本町1-1-1
	97	内間木分所	大字浜崎231-1	048-471-1632	内間木支所	大字浜崎231-1
	98	朝霞台办事处	西弁才1-9-26	048-467-1115	朝霞台出張所	西弁才1-9-26
	99	朝霞駅前办事处	仲町2-1-6-101	048-452-6000	朝霞駅前出張所	仲町2-1-6-101
	100	保健中心	本町1-7-3	048-465-8611	保健センター	本町1-7-3

其他 その他	㊦	清洁中心	大字浜崎390-45	048-456-1593	クリーンセンター	大字浜崎390-45
	㊧	朝霞台车站南口地下自行车停车场	东辩财1-4-10	048-470-1778	朝霞台駅南口地下自転車駐車場	東弁財1-4-10
	㊨	北朝霞车站东口地下自行车停车场	浜崎1-1-16	048-470-1794	北朝霞駅東口地下自転車駐車場	浜崎1-1-16
	㊩	朝霞车站东口立体自行车停车场	仲町1-1-15	048-451-7871	朝霞駅東口立体自転車駐車場	仲町1-1-15
	㊪	朝霞车站东口地下自行车停车场	仲町2-1-1	048-451-5791	朝霞駅東口地下自転車駐車場	仲町2-1-1
	㊫	朝霞车站南口地下自行车停车场	本町2-13-50	048-451-9120	朝霞駅南口地下自転車駐車場	本町2-13-50
	㊬	朝霞站南口摩托自行车停车场	本町3-1-55	048-451-9150	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	本町3-1-55
	㊭	水道官厅	泉水2-13-1	048-462-3366	水道庁舎	泉水2-13-1
	㊮	沟沼学校饮食供给中心	大字沟沼1029-8	048-451-0371	溝沼学校給食センター	大字溝沼1029-8
	㊯	浜崎学校饮食供给中心	浜崎4-13-63	048-473-6291	浜崎学校給食センター	浜崎4-13-63
	㊰	荣町学校饮食供给中心	荣町5-1-57	048-467-3551	栄町学校給食センター	栄町5-1-57
	㊱	殯儀館	大字沟沼1259-1	048-460-0055	斎場	大字溝沼1259-1
	㊲	环境网朝霞(再利用广场)	大字浜崎644-2	048-486-0222	エコネットあさか(リサイクルプラザ)	大字浜崎664-2



この冊子は、平成26年4月現在の情報を掲載しています。
最新の情報は、ホームページ等をご覧ください。
本手冊登載了2014年4月为止的有关信息。
最新消息请参阅网页等。

発行 朝霞市
企画 朝霞市市長公室市政情報課

发行 朝霞市
企划 朝霞市市长公室市政情报科

このハンドブックは、朝霞市公式ホームページでもご覧になれます。
URL <http://www.city.asaka.lg.jp>

本手冊の内容，从朝霞市的正式网页也可以阅读。
URL <http://www.city.asaka.lg.jp>



この印刷物は環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています。
この印刷物は再生紙を使用しています。
本印刷物使用了保护环境的植物油墨油。
本印刷物使用了再利用纸张。